

調 査 要 項

調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）記載の財務諸表および決算状況表*にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の連結財務諸表も掲載している。

* 銀行法第 24 条第 1 項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。

2. 2020 年度の本調査において、分析の対象*としている全国銀行は、都市銀行 5 行、地方銀行 62 行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行Ⅱ）38 行、信託銀行 4 行および新生銀行、あおぞら銀行の合計 111 行である。

なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。

* 「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。

3. 「全国銀行資本金、店舗数、銀行代理業者数、役職員数一覧表」、「銀行別諸比率表」および「各行別財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。

4. 記載例および計算単位

記載例

一印……該当計数のないもの、または連続性がない、当年度もしくは前年度計数がマイナスである等前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「-」として表示している。

***印 …新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの

△印……減少、負数

r ……修正数

N. A. ……該当計数が入手不能なもの

計算単位

総合表・各行別表：

百万円単位で計算のうえ、百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「-」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「-」としている。

付属表・参考表：

百万円単位で計算のうえ、億円単位で掲載。なお、B/S 項目の残高は億円未満切捨て、B/S 項目の増減と P/L 項目は億円未満を四捨五入している。

増減率・構成比・諸比率：

百分率（小数点第 2 位を四捨五入）

5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、「日本銀行統計」所載の計数とは相違がある。

6. 業務報告書記載の財務諸表は、金融商品取引法上の開示（有価証券報告書）と異なり、比較情報（前年度の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基

準」（企業会計基準第 24 号 2009 年 12 月 4 日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

7. 貸借対照表上の「その他の〇〇〇」（例：「預金」における「その他の預金」）は、掲載を省略している（「その他の〇〇〇」の計数は、当該大科目の計数からその他の内訳科目の計数の合計を差し引くことで得ることができる）。

当期計数に影響する経理基準等の変更

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等が 2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から早期適用できることとなった。これに伴い、早期適用を行った場合には、顧客との契約から生じる収益（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2008 年 3 月 10 日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引および金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料等を除く。）の認識時期等が異なることとなり、経常収益等に影響することとなった。

- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）が 2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用できることとなった。早期適用を行った場合、時価の算定に当たり観察可能なインプットを最大限利用しなければならないこととなった。この結果、時価を算定するために用いた方法を変更することになった場合で、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額の加減を行った場合、適用初年度の繰越利益剰余金等に影響することとなった。

- 「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号 2020 年 9 月 29 日）が公表日から適用できることとなった。本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象またはヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合、金利指標置換前、置換時、置換後において、企業にとって不可避的に生じる金利指標改革に起因する影響を受けないように既存の金利指標から変更されないとみなすことができる等の特例的な取扱いが認められた。

銀行の経営統合等の動き

2020 年 10 月	・親和銀行と十八銀行が合併し、十八親和銀行が誕生した。
2021 年 1 月	・第四銀行と北越銀行が合併し、第四北越銀行が誕生した。

* 十八親和銀行の誕生を受け、全国銀行および地方銀行の当期計数には旧十八銀行の 2020 年 4 月～9 月末の計数を含めている。

* 第四北越銀行の誕生を受け、全国銀行および地方銀行の当期計数には旧北越銀行の 2020 年 4 月～12 月末の計数を含めている。